三　被害者等の資格、氏名、住所及び連絡先
四　代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名
五　住所非表示措置を希望する旨及びその理由
六　申出の年月日

3　前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面
二　申出書に記載されている被害者等の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（被害者等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
三　代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

4　登記の申請人が第一項の申出をするときは、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該申請人が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

5　登記官は、第一項の申出があつた場合において、住所非表示措置を講ずるに当たつて必要があると認めるときは、被害者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

6　登記官は、次に掲げる場合には、住所非表示措置を終了させるものとする。
一　被害者等又は登記の申請人から住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。
二　住所非表示措置をした年の翌年から三年を経過したとき（登記官が当該住所非表示措置を終了させないことが相当であると認めるときを除く。）。

7　第二項から第五項までの規定（第二項第四号並びに第三項第一号及び第三号を除く。）は、前項第一号の申出について準用する。この場合において、第二項第五号中「住所非表示措置を希望する旨」とあるのは「住所非表示措置を希望しない旨」と、第四項中「申出書又は委任による代理人の権限を証する書面」とあるのは「申出書」と、第五項中「住所非表示措置を講ずる」とあるのは「住所非表示措置を終了させる」と読み替えるものとする。

（帳簿等）

第三十四条　登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるもののほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

［一～十一　略］

十一の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳

［十二～十七　略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　略］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　略］

4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

［一～三　略］

四　申請書その他の附属書類（次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く。）　受付の日から十年間

［五～二十二　略］

二十二の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　作成した年の翌年から三年間

［二十三～二十八　略］

5　［略］

（帳簿等）

第三十四条　登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるもののほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

［一～十一　同上］

［号を加える。］

［十二～十七　同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　同上］

［号を加える。］

［八～十一　同上］

4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

［一～三　同上］

四　申請書その他の附属書類（次号及び第十号の書類を除く。）　受付の日から十年間

［五～二十二　同上］

［号を加える。］

［二十三～二十八　同上］

5　［同上］